

公益財団法人 神奈川県都市整備技術センター定款

(平成25年4月1日)

改正 平成29年6月26日

改正 令和8年6月23日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神奈川県都市整備技術センター（以下「技術センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 技術センターは、主たる事務所を神奈川県茅ヶ崎市に置く。

2 技術センターは、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 技術センターは、建設技術に関する調査・研究・研修等の事業を行うとともに、県内の都市基盤整備事業の円滑かつ効率的な推進と向上を図り、快適で魅力ある都市環境を創造し、もって県民生活の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 技術センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建設技術に関する調査、研究、研修及び情報提供
- (2) 遊水地、河川敷等の公共空間を利用したレクリエーション施設等の整備運営
- (3) 公共工事に係る建設発生土受入地の整備運営
- (4) 公共工事に係る設計積算、現場技術業務、照査及び検査補助業務等の受託
- (5) 地方公共団体等が管理する公共土木施設の維持管理等にかかる業務等の受託
- (6) 地方公共団体等への（建設関係）コンピューターシステム等の提供
- (7) 労働者の派遣事業
- (8) その他技術センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(会計原則等)

第5条 技術センターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 技術センターの会計処理に必要な事項は、理事会の決議により別に定める財務規程によるものとする。

3 公益充実資金、特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基本財産等)

第6条 技術センターの資産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は技術センターの目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会が定めたものとする。

- 3 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、技術センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 技術センターの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 技術センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項に規定する書類は毎事業年度の開始する日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 技術センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項各号に掲げる書類は、毎事業年度終了後3カ月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 削除

第4章 評議員

(定数)

第11条 技術センターに、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為を以て設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、技術センターの理事又は監事若しくは使用人を兼ねることが出来ない。

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとし、再任を妨げない。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が60万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）、並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することが出来る。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により定める。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け

(6) その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員全員に対して評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項について評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長のほか、出席した評議員の中から評議員会において選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名する。

(評議員会運営規則)

第24条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第6章 役員

(役員の設置)

第25条 技術センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、常務理事を置かないことができる。
- 4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、技術センターを代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、技術センターの業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、技術センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、職務遂行の対価として報酬を支給する。

- 2 理事及び監事に、その職務を遂行するために要する費用を弁償することができる。
3 前2項については、評議員会において別に定める報酬並びに費用の支給の基準に従って算定した額を支給する。

(役員の責任軽減)

第32条 技術センターは、理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、賠償責任額から法令で定める最低責任額限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 技術センターの業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長・専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは専務理事、専務理事が同様の事情にあるときは常務理事が理事会を招集するものとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、予め理事会において定めた順序により、出席した他の理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事はその提案に異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。ただし、理事長が欠席した理事会の議事録については、出席した理事及び監事が署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第41条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第12条に規定する評議員の選任及び解任の方法は、これを変更できない。

- 2 前項但し書きの規定にかかわらず、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の議決によってこの第3条、第4条及び第12条の規定を変更することができる。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項にかかる定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、神奈川県知事の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第43条 技術センターは、基本財産の滅失による技術センターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第44条 技術センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により技術センターが消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第45条 技術センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

（事務局）

第46条 技術センターの事務を処理するため、事務局を設置し、所要の職員を置く。

- 2 重要な職員の任免は理事長が理事会の承認を得て行い、その他の職員の任免は理事長が行う。
- 3 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告

（公告の方法）

第47条 技術センターの公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第48条 技術センターは、公正で開かれた活動を推進するため、保有する情報を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程によるものとする。

（個人情報の保護）

第49条 技術センターは、個人情報の保護の重要性を考慮し、保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程によるものとする。

第12章 補則

（委任）

第50条 この定款に定めるもののほか、技術センターの運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「法人整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は橋本 謙一、専務理事は長井 眞一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
大野 速雄、小方 武雄、久保 徹、森井 亨、山崎 享、横溝 明夫

附 則

この定款は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

この定款は、令和8年6月23日から施行する。ただし、第9条、第10条及び第16条の改正規定は、公益法人制度改正に伴う新会計基準を適用する日から施行する。